

令和3年2月25日

令和2年度第8回大崎市農業委員会定例総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年2月25日（木）

午後1時30分開会～午後4時17分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 報告事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

報 告 4 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

報 告 5 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

報 告 6 農用地利用集積計画の取下について

4. 審議議案

議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第73号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第75号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第77号 非農地証明願について

5. 協議事項

1) 企画

報告(1) 令和2年度農地等の利用最適化推進委員研修会開催に伴う意見等について

6. 出席委員（25名）

1番 小 関 芳 樹 委員                      2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員                      4番 佐 藤 裕 之 委員

6番 佐々木 正 彦 委員                      7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員                      9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員                      11番 中 鉢                      守 委員

12番 洪 谷 裕 子 委員                      13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員

17番 菅 原 まり子 委員

18番 高 橋 順 子 委員

19番 中 條 泰 洋 委員

20番 菅 原 清 一 委員

21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴 木 至 委員

23番 佐々木 涉 委員

24番 齋 藤 浩 義 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

26番 佐々木 政 直 委員

7. 欠席委員（1名）

5番 齋 藤 真理子 委員

8. 遅刻委員（なし）

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 伊 藤 文 夫

事務局次長 新 堀 秀 一

事務局長補佐 小 玉 康 裕

事務局長補佐 真 田 賢 一

主幹兼係長 佐 藤 昌 紀

主幹兼係長 今 野 エリ子

再任主査 鈴 木 仁 吉

事務所長 千 葉 浩 昭

主幹兼係長 佐 藤 孝

事務所長 門 間 道 浩

午後 1 時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

それでは、ただいまから令和2年度第8回総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ありがとうございました。

それでは、議長選出の前に、議案書の次第に項目の追加、記載内容の訂正を

お願いしたいと思います。

表紙の裏面ですが、令和2年度第8回大崎市農業委員会定例総会、次第と書いてありまして、7. 審議事項の次が、8の業務予定となっておりますが、7の審議事項の下に、8. 協議事項を追加をお願いします。

7の審議事項の下に、8. 協議事項を追加お願いしたいと思います。

これにより、8. 業務予定が9. 業務予定になりまして、9. その他が10. その他になりまして、最後、10. 閉会が11. 閉会となります。訂正をお願いいたします。

それでは、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の欠席通告者は、5番齋藤真理子委員であります。5番齋藤真理子委員から欠席の届出がございます。

出席委員、定足数に達しておりますので、令和2年度第8回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。15番下山信行委員、16番只埜和臣委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に小玉事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

それでは、審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

〔報告1～6の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま報告1から6の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。  
22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。報告3について確認させていただきたいのですが、番号20番、届出人が太陽光発電の会社であると確認したのですが、農機具用倉庫敷地として利用するとありますが、農機具が必要なのでしょうか。営農型太陽光発電の会社なの  
でしょうか。差し支えなければ教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号20番についてお答えいたします。

届出人は、太陽光発電の会社ということでございますが、令和元年8月26日に  
農地法第3条許可により22年間の賃借権設定した農地であり、営農型太陽光発電  
のための賃貸借でございます。

議長（佐々木政直会長）

22番委員、よろしいですか。

22番（鈴木至委員）

分かりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第72号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号214番から253番までの40か件のうち、番号244番は議案第74号の番号202番、番号246番は議案第74号の番号203番、番号248番は議案第74号の番号204番、番号250番は議案第74号の番号205番、番号252番は議案第74号の番号206番、番号253番は議案第74号の番号207番とそれぞれ関連であることから、これら6か件については議案第74号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号214番から253番までの40か件のうち、番号244番、246番、248番、250番、252番、253番6か件を除く34か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第72号でございます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

34か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号217番ですが、今回の申請地に対して、譲受人が大分遠方の方ですが、こちらは何を耕作するのかとか、営農計画等は出ているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号217番についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、譲受人に確認したところ、耕作するというお話がありました。通いで耕作するというので、農機具等は自宅から運んでいくということです。万が一、転用申請が出て、こちらの農地は、周辺を農地に囲まれており、転用等の申請は受けられない場所です。繰り返しになりますが、こちら、農地として使用することで確認は取っております。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

はい。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。以前の事例について，忘れてしまったのですが，番号222番から226番まで，各々持ち分があつての所有権移転になるのですが，全部足しても100%になりません。これは全ての地権者の同意や，地権者というか持ち分のある人の同意がなくても所有権移転ができるのでしょうか。その点について，お聞かせ願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

ご説明申し上げます。

こちらの案件につきましては，持ち分を足して100%になるようにして，持ち分による共有地の申請地を持ち分の売買により個人に集めるということでの調整でございます。足りない分として，もうお一方いらっしゃったのですが，この方は亡くなったということで，譲受人の方にその目的を配慮ということで，相続される予定であり，これらを合わせて100%になるということでございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号221番を質問します。

売買ということではありますが，譲受人の方は何をやるのか，営農計画などが出ていればお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号221番についてご説明申し上げます。

申請地までの距離が20キロで、車で30分かかるといことですが、通いで耕作するということでお話は聞いております。申請地の松山の圃場は、水田ということですので、水田のまま使うということでお話は聞いております。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

はい，水田で使うことは了解しました。ここで休憩をしていただいてもよろしいですか。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後2時09分から午後2時13分まで休憩〕

〔20番委員より，この譲受人は，20番委員の地区の人であり，圃場を耕作に使用せず，わらの置き場としてそのままにしていることから，周辺に迷惑がかかることがあり，その点が心配であるとの話しがあったため，事務局で営農計画書と水田で使用する旨の誓約書をもらうこととした。〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，再開します。

番号221番についてはよろしいですか。（「はい。の声あり」）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号238番についてですが，これも譲受人の方がほかの町の方ですが，この方は遠方からこちらに来て何を耕作するのですか。

あと，譲渡人の方も貸付が大分多いようですが，この方は，私の記憶が正しければ過去にも農地法第3条で農地取得の申請を出した方なのですが，今回の申請は，その前回売買により取得した所がまた農地法第3条の売買の許可申請に出たのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号238番についてご説明申し上げます。

譲受人の方の住所は色麻町となっておりますが、前回、転用を申請の時は中沢ということで、高倉地区に住所がございました。今回、色麻町に住所を移してからの申請であります。農機具等は、その転用した場所に置いて、前回取得した宮沢地区と、今回申請の下中目の農地に通いで耕作するというごさいます。譲受人の生活の拠点は、古川地域を中心に営業といたしますか、商売もしているということもありますので、こちらから通いで営農するというごさ聞いております。栽培項目は、トマト、大根、キャベツの予定でございます。こちら、営農計画書と耕作を3年以上行う誓約書は提出していただいております。

譲渡人の方については、休憩をしていただいて、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後2時16分から午後2時24分まで休憩〕

〔休憩中に事務局より次の説明があった。〕

譲渡人は、5月に農地法第3条許可申請し当該農地を取得した。譲渡人の父の昔の仲間が負債があり、当該農地を手放したいということだったため取得した。取得した農地には、ゴミが埋もれていたため、重機で整地し耕作できる状態に農地を復元し、当面、肥培管理を予定していた今回の譲渡人に対し、耕作を計画している譲受人が出てきたため、現段階で耕作する意向の譲受人に使用してもらう方がより好ましいと判断し申請を受けた。〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

先ほどの件、21番委員よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

はい、大丈夫です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませぬか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号240番について、確か、譲受人の方は、法人で結構大きく農業経

営をやられていると思うのですが、なぜ今回個人で取得なのか、その辺の理由が分かればお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

休憩をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後 2 時 25 分から午後 2 時 29 分まで休憩〕

〔休憩中に事務局から次の説明があった。〕

申請地は、譲受人の自宅近くの農地であるため、会社というよりは、個人名義で買う方を選択されたようである。〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

11 番委員よろしいですか。

11 番（中鉢守委員）

はい、了解です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がなければ、議案第 72 号、番号 214 番から 253 番までの 40 か件のうち、番号 244 番、246 番、248 番、250 番、252 番、253 番の 6 か件を除く 34 か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 72 号、番号 214 番から 253 番までの 40 か件のうち、番号 244 番、246 番、248 番、250 番、252 番、253 番の 6 か件を除く 34 か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第73号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号16番から17番までの2か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第73号、農地法第4条第1項に規定による許可申請がありましたので、ご審議の上、意見決定していただくものでございます。

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。

昨日、午前9時から現地調査員12番委員、18番委員、1番委員、2番委員、3番委員、4番委員と事務局2名で現地調査を行っていただきました。

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号16番について、12番委員、報告お願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

12番委員。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。

番号16番について報告いたします。貸事務所1棟、貸倉庫2棟、貸重機等置場を目的とした転用です。周辺の状況をお知らせします。申請地周辺は、東側が水田、南側が水田、西側は宅地、北側が道路です。申請地の現況は、去年の水稻の刈り取り跡がありました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地で、土地改良事業の施工区域に属した第1種農地と見てきました。原則は転用不許可だが居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置しているため、例外的に許可できるものと思われます。隣地の境界をお話しします。周辺農地への影響については、雨水を東側に水路を設け、また南北にも水路を設けて流すということです。南側は緑地の法面で処理をする予定です。西側も緑地の法面処理をする予定です。生活排水はなく周辺農地への影響はないと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号17番について、3番委員、よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

3番委員。

3番（武田俊美委員）

3番です。

昨日、調査をしてまいりました。番号17番について報告いたします。

廃品仕分けスペース、重機、トラック置場4台分、仮設トイレ、倉庫を目的とした転用です。申請地の立地の件は、傾斜地の畑であり、申請地の農地は農振地域から除外されての申請です。申請地周囲については、東側が山林を挟んで住宅、南側が農地、西側が農道を挟んで農地、北側も農道を挟んで農地でございます。申請地の管理状況ですが、既に利用されており、廃棄物等が置かれている状態でした。農地区分ですが、10ヘクタール以上の一団の農用地、土地改良事業の施工区域に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されているため、例外的に許可できるものと見てきましたが、私の判断では無断転用に思われます。なお、申請地の場所には畜舎もありました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15番委員。

15番（山下信行委員）

15番です。番号17番について、廃品回収業ということで、今回の現地報告で現在既に使用されている形跡があったということでございますが、どのような廃品があったのか、分かる範囲で教えていただきたいのですけれども。

議長（佐々木政直会長）

3番委員お願ひします。

3番（武田俊美委員）

廃品物については、中身は分かりません。ごみ袋に入っていたり、プラスチックごみみたいなものが、周囲から見えました。前々から廃品回収業ということで、処分し切れないものがそこに置かれていたと思います。

議長（佐々木政直会長）

15番委員。

15番（山下信行委員）

15番です。もし、今後、家庭から出る電化製品や基盤部等の処理やそこで廃品の仕分けなどを行うのであれば、先ほどの現地報告であったように周辺に農地、圃場がありますので、燃料や廃油等の流出の対策などをしっかりと取っていただけるように、ご指導を併せてしていただければと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。7番委員。

7番（布塚幸子委員）

7番です。先ほどの番号17番についての現地報告で、現在、廃棄物を置いてあるということは、事前着工にあたるのではないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、7番委員から番号17番の案件は、事前着手ではないかというご意見が出されました。そのほか、皆さんからご意見ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号17番については事前着手というよりも、多分、見た感じとしては、長らく、大分前からこのような状態で作業をやっているような感じなのではないか。現地調査員にお聞きします。

議長（佐々木政直会長）

3番委員お願いします。

3番（武田俊美委員）

3番です。昨日、初めて見て分かったのですが、長い間といわれると、本人に会わないと分からないと思いますが、最近のものではないとは見てきました。

議長（佐々木政直会長）

11番委員よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

11番です。もし、地元委員か事務局のほうで、状況が分かればお話していただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号17番につきましては、以前から相談があった案件だということで聞いております。昨年10月26日の第4回定例総会において、議案第48号の大崎農業振興整備計画変更に係る意見決定について審議して、農振除外相当ということで農林振興課に通知した部分でございました。前々からこの農振除外申請があったということで、今回、その除外が通ったということでの話は聞いております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

11番です。私、その時の事をはっきり思い出せませんが、確認として、その時の現地報告するために、現地調査していると思うのですが、既にそのような状況だったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

24番委員。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。この案件について、農振除外のための農業振興整備計画に係る意見決定の時に私が現地調査で確認してきた圃場ですが、先ほどの現地調査員の3番委員が報告したように、重機があったとか、あと畜舎も建っており、袋にごみが入ったようなものがあったと報告しました。既にもう廃品回収のごみがあったということです。

議長（佐々木政直会長）

15番委員。

15番（山下信行委員）

15番です。皆様のご報告を判断いたしまして、大分以前から使用されていたということですので、始末書相当と判断いたします。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

11番です。今の状況から見ると、事前着工というよりは無断転用だと思います。それなりの措置が必要だと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、様々なご意見が出されまして、始末書が必要ではないかとの意見がありました。事前着工というより無断転用ではないか等と様々な意見が出されました。そうした中で、6番委員、まとめお願いいたします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号17番に関しまして、現地調査員より既に廃品物等々置かれてあるということで報告がございました。それに対しまして、15番委員、7番委員、11番委員より、事前着工ではないかということでご意見をいただきました。まとめとしては、申請人より会長及び県知事宛てに始末書を提出いただき、無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号17番に関しては、6番委員のまとめでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号16番についてですが、現地調査報告の中で、申請地は第1種農地というお話でしたが、今回の申請人の方は職業が会社員という形で、転用理由は、貸事務所、貸倉庫、貸重機等置場になっています。この方は、わざわざ第1種農地をこのような形で転用を計画していますが、自分の仕事で使うのか、もしくは、ほかの方に貸出し用の事務所としてするのかお聞きしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちらの案件につきましては、貸事務所、貸倉庫ということで、企業に貸し付けるということでのお話でございます。既に借人は決まっていると聞いております。

議長（佐々木政直会長）

21番委員よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。申請人は、第1種農地をわざわざ貸事務所にしなければならない理由があったのでしょうか。企業から、どうしてもこの申請地でなければならないと言われたのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

ご説明申し上げます。

申請地は、申請人の居宅が近くでございます。申請人の職業が貸不動産業で、貸不動産業に必要なものということで申請地が転用要件に合うということでの確認はしております。よろしくお願ひします。

議長（佐々木政直会長）

21番委員よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

はい。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第73号、番号16番、17番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第73号、番号16番、17番の2か件のうち、番号16番1か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

番号17番1 案件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第74号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号187番から207番までの21案件と、議案第72号番号244番、246番、248番、250番、252番、253番の6 案件を合わせた27案件のうち、番号196番は、議案75号の番号24番と関連であることから、番号196番1 案件については議案第75号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号187番から207番までの21案件と、議案第72号番号244番、246番、248番、250番、252番、253番の6 案件を合わせた27案件のうち、番号196番1 案件を除く26案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第74号でございます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行っていただきます。

番号187番を、2 番委員よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（櫻井正幸委員）

2 番です。番号187番について報告いたします。転用目的は宅地分譲11区画です。立地は農地と宅地に囲まれた農地です。東側に宅地、西側に宅地、南側に水路を挟み市道、北側に水路を挟み農地があります。申請地の管理状況は、作物の作付

はありませんが、除草管理が良好でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。周囲の農地への影響ですが、農地との間には水路が挟んであり、雨水も南側の側溝に流すことで、周辺農地に影響はないと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号188番について、12番委員、報告お願いいたします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号188番について報告いたします。居宅1棟、駐車場4台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側が宅地、南側が道路を挟んで宅地、西側が道路を挟んで水田、北側が水田でした。申請地の管理状況は、畑として利用していました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地に属した第1種農地で原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てきました。申請地の立地状況については、周辺より一段高くなっており、東側も南側も西側も北側も、全ての位置から独立というか、少し高い位置になっております。周辺農地への影響につきましては、生活排水は下水道を利用し、また、雨水等については既存の水路を利用するため問題ないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号189番について、1番委員、報告お願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。番号189番について報告いたします。社員用駐車場25台分を目的とした転用です。申請地は、市道から南に開かれた農地です。東側と北側に市道があり、西側と南側は農地がありました。申請地の管理状況は、昨年、稲刈りをした跡が残っておりました。管理は良好と見てまいりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地に属した1種農地で原則、転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響については、農地との境界を、法面処理で対処し、雨水対策は、南側の水路に勾配をつけて流すことで問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号190番を12番委員，報告お願いいたします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号190番について報告いたします。居宅1棟，駐車場5台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，東側は道路，南側は宅地，西側が畑で，北側は水田となっています。申請地の管理状況は，きれいに除草されて管理されておりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であると認め，第2種農地と見てきました。周辺農地への影響については，東側にフェンスを設け，南側，西側，北側，三方に土留めの擁壁を設置で，雨水は東側水路に排水することで，周りへの影響はないと思われました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号191番を3番委員，報告お願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号191番について報告いたします。居宅1棟，駐車場4台分を目的とした転用です。申請地は，住宅地内の農地であり，畑として利用されている場所でございます。申請地周辺の状況は，東側が畑，西側が水路を挟んで田んぼ，南側が門道を挟んで農地，北側に住宅地があります。管理状況ですが，畑として利用しており，管理良好と思われました。農地区分は，10ヘクタール以上の一団の農用地で土地改良事業の施工区域に属した第1種農地で，原則は転用不許可ですが，居住者に必要な施設であり，集落に接続して設置されているため例外的に許可できるものとして見てきました。周辺農地への影響については，既存の水路に雨水を流すことで問題は特にないと見てきました。

19番（中條泰洋委員）

番号192番と193番を2番委員，報告お願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号192番について報告いたします。居宅1棟，駐車場5台分を目的とした転用です。申請地は，農地と宅地に囲まれた農地です。申請地周辺の状況は，東側に農地，西側に市道を挟み農地，北側は譲渡人の住宅です。申請地の管理状況は，作付はない畑で，除草管理がされておりました。農地区分は，10ヘクタール以上の一団の農地に属した第1種農地で，原則は転用不許可ですが居住者に必要な施設であり，集落に接続して設置されるため，例外的に許可できると見てき

ました。周辺農地への影響ですが、フェンス門で囲まれており、生活排水は下水道を利用することで影響はないと思われます。以上です。

番号193番について報告いたします。施設利用者駐車場16台分を目的とした転用です。申請地は、住宅と農地に囲まれた農地です。申請地周辺の状況は、東側に通路を挟み農地、西側も農地、南側も農地で、北側に住宅が建っております。申請地の管理状況は、作物は栽培されておられません。除草管理は良好でしたが、一部舗装がされておりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響ですが、農地は水路で分断されているため影響はないと思います。調査結果なのですが、農地が舗装されておりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号194番を12番委員、報告お願いいたします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号194番について報告いたします。建売住宅2棟、駐車場8台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、道路を挟んで四方が宅地になっております。申請地はきれいに除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てきました。周辺への影響については、四方が宅地となっており、特に影響はないものと思われます。

19番（中條泰洋委員）

番号195番、197番、198番を4番委員、報告お願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号195番から報告いたします。宅地分譲8区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側は造成済みの宅地、南側も宅地、西側が道路と水路になっており、北側が道路と水路を挟んで休耕田になっております。申請地の状況は、耕起され、きれいに管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された区域であり、第3種農地と見ました。周辺農地への影響は、雨水の排水は北側の水路を利用することで問題はないと見てきました。

次に、番号197番について報告いたします。居宅1棟、駐車場2台分を目的とした転用です。周辺農地の状況は、東側が畑、南側が道路を挟んで水田、西側が石

蔵，北側が宅地，自宅となっております。ここは，門道として利用していましたが，自宅の奥に居宅を建てるため，門道を広げるということの申請でございます。農地区分は，都市計画用途指定された区域であり，第3種農地と見ました。周辺農地への影響については，雨水の排水は近くの水路を利用することで問題はないと見てきました。

続きまして，番号198番を報告します。ここも四方とも宅地となっております。申請地はきれいに整地されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定された第3種農地と見ました。周辺農地への影響は，雨水の排水は北側の水路に流すことで問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号199番を2番委員，報告お願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番委員です。番号199番について報告いたします。宅地分譲12区画を目的とした転用です。申請地周囲の状況は，農地と宅地に囲まれた農地です。東側に農地，西側も農地，南側に水路を挟み集合住宅，北側は水路を挟み市道です。申請地の管理状況は，作付はなく，除草管理がされた良好な状態でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。周囲の農地の影響なのですが，南側と北側の水路に雨水を流すことで，影響はないと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号200番を4番委員，報告お願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号200番について報告いたします。居宅1棟，進入路を目的とした転用です。申請地周囲の状況は，東側は道路を挟んで水田，南側が水田と道路，西側は山林だったのをきれいに伐採し，根っこなども抜いてきれいに整地されておりました。北側が畑でございます。申請地の状況は，きれいに除草管理されておりました。農地区分は，10ヘクタール以上の一団の農用地に属した第1種農地で，原則は転用不許可だが，居住者に必要な施設であり，集落に接続して設置されるため，例外的に許可できるものと見ました。雨水は近くの水路を利用することで周辺農地への影響はないと見ました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号201番を1番委員，報告お願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。番号201番について報告いたします。休憩所，仮設倉庫，仮設トイレ等を目的とした一時転用です。場所が2筆に分かれていますので，最初，二軒屋敷から報告いたします。申請地は，南側と東側の山林に囲まれ，北側も市道に囲まれている農地でございます。申請地の管理状況は，稲刈りをした跡がございまして，きれいになっていました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と見てまいりました。周辺への影響については，農地は西側にしかございませんが，畦畔がありますので，流水の影響はないものと思います。雨水対策は，北側の水路に流すことで問題ありません。

同じく番号201番の下の部分でございます。申請地周辺の状況は，東西と北側に山林があり，南側に農道があります。近くに東北電力の変電所がございます。そして，この農地に鉄塔が一つ，北東の方向に鉄塔が一つ建ってございました。申請地の管理状況は，草刈り等がなされて，管理は良好と見てまいりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地のため第2種農地と見てまいりました。雨水対策は，自然浸透で処理し，周辺の農地への影響はないと見てきました。以上，よろしくお願いいたします。

19番（中條泰洋委員）

番号202番，203番，204番，205番，206番，207番を18番委員，報告お願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号202番について報告いたします。太陽光パネル架台支柱88本，引込柱1本を目的とした一時転用です。申請地周辺の状況は，東側は道路を挟んで休耕田，そして，笹が繁茂しておりました。西側も道路を挟んで休耕田，南側も休耕田で北側も休耕田で，こちらは笹が繁茂しておりました。申請地の管理状況は，除草管理がきれいにされておりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と見てまいりました。雨水の排水は，自然排水ということで，周辺農地への影響については，特にないものと見てまいりました。

続きまして、番号203番について報告いたします。こちらも太陽光パネル架台支柱94本、引込柱1本を目的とした一時転用です。申請地周辺の状況は、北側に道路を挟んで東北自動車道があり、山林の中に囲まれた農地であります。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であるため、例外的に許可できる第1種農地と見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水は、自然浸透させることで特に問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号204番について報告いたします。こちらも太陽光パネル架台支柱96本、引込柱1本を目的とした一時転用です。申請地周辺の状況は、段々の田んぼになっており、東側が水田、西側は道路を挟んで宅地、南側が畑、北側は水田となっております。申請地の管理状況は、稲刈りをした跡がある状態でした。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水につきましては、既存の水路へ排水するというので、特に問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号205番について報告いたします。太陽光パネル架台支柱88本、引込柱1本を目的とした一時転用です。申請地周辺の状況は、三方が宅地に囲まれた畑で、東側が道路を挟んで畑、南側は一段少し上がった宅地になっています。西側も一段上がって、少し宅地になっていました。北側には道路を挟んで宅地となっております。申請地の管理状況は、畑として利用され、きれいに管理されておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水の排水を自然浸透させることで、特に問題ないものと見てまいりました。

続いて、番号206番、207番について報告いたします。太陽光パネル架台支柱84本、引込柱1本を目的とした一時転用です。申請地周辺の状況は、段差がある少し一段低い農地になっており、東側は道路を挟んで水田、西側は水路を挟んで山林、南側は田で、畑として利用しておりました。北側は水路を挟んで道路となっております。申請地の管理状況は、畑として一部利用され、ネギ栽培をしておりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であるため例外的に許可できるものと見て

まいりました。周辺農地への影響については、雨水を自然浸透させることで、特に問題ないものと見てまいりました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

26か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。23番委員。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号204番についてお聞きします。

私も農地法第3条申請の現地確認をさせていただきました。パネルの枚数が申請地の面積の割に少し少ないということで確認したところ、こちら、1筆の土地ですが、現状は畦畔つけて4枚状態の水田となっております。西側の田2枚に営農型の太陽光パネルを貼りまして、東側の田2にはパネルは貼らないという形で予定しているそうです。

お聞きしたいのですが、一応この面積の半分しかパネルを貼らないのですが、パネルの全面積に対する割合とか、規制とか、そういったものがないのかどうかということと、そのような場合は分筆とか必要がないのかどうかということです。

また、この農地につきましては、2年半くらい前に今回の譲渡人が別の方から購入しております。そういったことも何か差支えがないのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号204番のご質問でよろしかったでしょうか。

この農地につきましては、平成30年11月に農地法第3条で取得しております。当時、譲受人は農地取得後、ネギを2作栽培したということでございます。農地法第3条で取得のため、耕作目的で取得し、耕作することが求められます。今回の譲渡人は、譲受人の親族ということになっておりまして、当時、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていなかったため、今回、譲渡人が取得し

て耕作してきたということになります。

また、太陽光パネルがかかっていない部分があるということですが、全面的にかけなければならないという規制はございませんので、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

23番委員，よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。太陽光発電パネルについて、関連ですが、事務局から説明がありました面積に対するパネルの枚数は要件になっていないということがありますが、それによって農地転用の許可申請は、農業委員会で拒否できるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

拒否といたしますと、パネルが少なくて拒否するということでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後3時33分から午後3時34分まで休憩〕

〔休憩中に事務局から、営農型の太陽光パネルでは、その枚数は特に問うことではないが、永久転用の太陽光パネルでは、その枚数に見合うような農地面積で計画をしてもらっている旨の説明をした。〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。この事業者の方、最初に営農型の太陽光発電をやられてから、もう二、三年たつと思います。営農型ということで、作物を作られているはずですが、その作物の収量とか結果的なものは出ているのでしょうか。営農型として適なのか、不適なのか、そういう結果とかは出ていますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

営農型太陽光発電ではございますが、農地法第3条により農地の譲受人となった法人は、順調に植え付けされているということです。今年3年目ということで、農地部分からの収穫が今回出てくる予定ですが、まだ今のところは順調に作付けされているという確認だけされております。

昨年秋に県のほうでも確認したい部分があったのかどうかは分かりませんが、県も調査しており、その時には指摘事項はなしということでの話を聞いております。今年の秋で3年目ということですので、また、調査により結果が出てくると思っております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。今の、営農型太陽光発電ということで、何件か回っているうちに、ちょうどパネルの下にサカキが植えてありました。大きいもので50センチ位あり、それを見ながら検討してまいりましたので、これからやはり収穫に入っていくのであろうと見てきました。今回も営農型太陽光発電ということで、事務局のお話聞くと、サカキと一部牧草の営農型太陽光発電のパネル設置ということでございました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号193番のことでお伺いします。現地調査員から一部舗装されていたと報告がありましたが、これはどういう意味で一部道路舗装と言っているのか、出入口だけなのか、その点について教えていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，状況説明をお願いします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。位置図にあります農地に一番近い建物がありますが、この建物のほ

うに約2メートルで4メートル位の長さで舗装されていました。

議長（佐々木政直会長）

20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。そのくらい広さというのあれば、どんな感じで使っていたのか。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。この譲渡人の方は、今はもう農家をやめて、製造業の役員をしている方なので、ここに駐車していた記憶もないのです。ただ、この畑に入る通路がなくて、それで使っていたかもしれないです。

議長（佐々木政直会長）

20番委員よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

はい、了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号193番の関連ですが、この製造業って何を作っているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、ご説明申し上げます。

譲受人の製造業ですが、こちらはマグネットギアという非接触動力伝達装置を開発、製造、販売しております。

創業以来、金型部品の製造販売や熱処理加工を行い、2003年からはカメラ三脚用高精度の台とかの製造販売をしているということです。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいですか。

10番（横山藏人委員）

今ので分かったのですが、事由の中で、施設利用者駐車場とありますが、普通、施設利用というと、老健施設とかが頭に浮かんでくるのですが、そういうものではなく、工場ということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちら、譲受人が、譲渡人が居宅として使っていた屋敷等を同時に引き受けるということでございます。建物を会議室や社員の研修施設として使いたいということから、こちらの事由には施設利用者の駐車場ということで記載させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。今の番号193番についてですが、この申請地の一部がアスファルトになっていたということで、駐車場とか何かになっていなかったのではないかなというお話なのですが、実際、このアスファルトを敷いた方は、譲渡人なのか、譲受人なのかの情報が分かれば教えていただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。私の子供の頃から舗装されていたと思います。地震や台風の影響で、ここまで水が上がってくるため舗装したのだと思います。これについては、譲渡人が、舗装しました。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

その他、ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。一部でも農地を耕作できないような状態にするのは、無断転用だと思っています。

議長（佐々木政直会長）

その他、質疑ございませんか。

なければ、6番委員からまとめをお願いしたいと思います。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号193番に関しまして、現地調査員より一部農地に関しまして舗装がされているという報告がありました。21番委員の質問に対する2番委員の状況説明に加え、11番委員からは無断転用ではないかというご意見をいただきました。これに関しまして、まとめますと、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求めていただき、譲渡人より無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの6番委員のまとめで、番号193番に関してはご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、26か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第74号番号187番から207番までの21か件と議案第72号番号244番、246番、248番、250番、252番、253番の6か件を合わせた27か件のうち、番号196番1か件を除く26か件から、番号193番を除いた25か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

なお、番号193番1か件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第75号農地転用事業計画変更承認申請について、番号24番から28番までの5か件と、議案第74号、番号196番1か件を合わせた6か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第75号でございます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いたします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号24番、関連で議案第74号番号196番について、4番委員、報告お願いたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。議案第75号番号24番、関連で農地法第5条の議案第74号番号196番について報告いたします。宅地分譲4区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、ここが三角の形状になっており、東側と北側に道路と水路を挟み水田、南側は擁壁を挟み水田、そして、西側が宅地になっており、ブロックが積まれました。申請地の管理状況は、除草管理がされていきました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された区域であり、第3種農地と見ました。周辺農地への影響については、雨水の排水は南側の水路に抜けるようになっており、問題ないと見ました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

6か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第75号、番号24番から28番までの5か件と、議案第74号、番号196番1か件を合わせた6か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第75号、番号24番から28番までの5か件と、議案第74号、番号196番1か件を合わせた6か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第76号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号492番から520番までの29か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

29か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第76号、番号492番から520番までの29か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第76号、番号492番から520番までの29か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第77号非農地証明願について、番号13番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

はい、19番です。

現地調査員から調査結果についての報告をしていただきます。

番号13番を3番委員、報告お願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号13番について報告いたします。申請地については、資材置場となっており、今まで資材置き場として長期にわたり使ってきたような感じに見てきました。申請地の表土の現況は、砕石が敷かれています。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第77号、番号13番の1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第77号、番号13番の1か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。

これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、協議事項に入ります。

企画の報告（1）令和2年度農地等の利用最適化推進委員研修会開催に伴う意見等について事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありました。何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（１）令和２年度農地等の利用最適化推進委員研修会開催に伴う意見等については終了いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員から報告並びに連絡事項はございませんか。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

何もないようですので、これで令和２年度第８回大崎市農業委員会定例総会を閉会したいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

午後４時17分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月25日

会 長 佐々木政直

委 員 下山 信行

委 員 只埜 和臣